

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:水道部施設管理課 No.003

処 分 名	春日部市指定給水装置工事事業者の指定の取消し及び停止
処 分 の 概 要	春日部市指定給水装置工事事業者の指定の取消し又は停止を行います。
根拠条例等・条項	春日部市水道事業給水条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 202 号） 春日部市指定給水装置工事事業者規程 （平成 17 年 10 月 1 日企業管理規程第 14 号）
処 分 基 準	(1) 不正の手段によって指定を受けたとき。 (2) 春日部市指定給水装置工事事業者規程の第 5 条各号に適合しなくなったとき。 (3) 春日部市指定給水装置工事事業者規程の第 7 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 春日部市指定給水装置工事事業者規程の第 12 条各項に違反したとき。 (5) 春日部市指定給水装置工事事業者規程の第 13 条に規定する給水装置工事業の事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の事業運営をすることができないと認められるとき。 (6) 春日部市指定給水装置工事事業者規程の第 16 条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 (7) 春日部市指定給水装置工事事業者規程の第 17 条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。 (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。 ※ (1) ~ (8) に該当する場合に指定を取り消すことができます。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■水道事業給水条例

■春日部市指定給水装置工事事業者規程

第8条 管理者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 第7条の規程による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第17条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

第9条 前条各号に該当する場合において、指定給水装置工事事業者に考慮すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。